

## はじめに

2018年8月にジュネーブで行われた人種差別撤廃委員会の日本審査の冒頭、大鷹正人日本政府代表の発言に「99年前、パリ講和会議で、日本も積極的に参加する形で、国際社会と人種差別との戦いが始まりました」とある。

1919年2月パリ講和会議における国際連盟委員会で、牧野伸顕日本代表は、「すべての国家の人民に対し、その人種及び国籍の如何により、法律上又は事実上、何らの区別を設けることなく、一切の点において均等公平の待遇を与うべきことを約す」との条項を、「国際連盟・規約」に盛り込むよう求めた。差別冷遇に苦しむ日本人移民を慮かる日本政府の「親ごころ」からの発信は、残念ながら功を奏さなかった。

第二次大戦後の1945年10月に「国際連合」が発足し、1948年12月10日、国連総会は「世界人権宣言」を採択した。宣言の第1条（人間の尊厳と平等）と第2条（差別の禁止）は、かつてパリで日本が提起したことではないだろうか。国連が世界人権宣言に基づいて初めて採択した人権条約が「人種差別撤廃条約」（1965年12月）であった。

条約の前文には、「国際連合が植民地主義並びにそれに伴う隔離と差別のあらゆる慣行を非難してきたこと…」とある。日本が人種差別撤廃条約を批准したのはそれから30年後の1995年であり、日本政府の報告書も、すでに第11次報告まで審査が進められてきた。

審査でとりあげられた朝鮮学校差別、外国籍教員の差別、無年金者の問題、そしてヘイトスピーチ、ヘイトクライムなど、いずれもが、人種差別撤廃条約にいう「植民地主義に伴う差別」として、在日コリアンが直面している諸問題ではなかろうか。そして、それが、今や新しい移住者、移住労働者の身の上に及んでいるのである。

さらに、アイヌ先住民族そして琉球民族もまた、日本の植民地支配により引き起こされたさまざまな差別の問題にさらされてきた。そして、封建時代の身分制度から由来する被差別部落に対する差別の問題も、人種差別撤廃委員会により繰り返し改善に向けた勧告が行われてきた。

9つの主要な国際人権条約のうち、日本は「移住労働者権利条約」以外はすべて批准している。しかし、これらの条約に用意されている「個人通報制度」は、たびたび勧告されつつも、日本は一つも受け入れていない。ちなみに、自由権規約の同制度の受諾国は116か国、女性差別撤廃条約の同制度の受諾国も114か国に及ぶ。

また、120か国に設けられている「国内人権機関」の設置についても、日本は、度重なる勧告にもかかわらずいまだに設置していない。なお韓国は、4つの条約について個人通報制度を受諾し、また国内人権機関として国家人権委員会を設置している。

2018年審査の「総括所見」には、「(パラ 22) 高校就学支援金制度に関して朝鮮学校が差別されないことを締約国が確保するという前回の勧告を再度表明する」とある。日本は、これまで不誠実な態度をとり続けてきたのである。審査の冒頭で、大鷹代表が「99年前、日本も参加して、人種差別との戦いが始まりました…」と発言したが、それとあまりにも矛盾するのではないだろうか。

2022年5月

人種差別撤廃 NGO ネットワーク

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

総括所見オリジナル <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406781.pdf>

政府訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406782.pdf>

1. 勧告： パラ 8 人種差別に関する法的枠組み
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価：できていない
3. 勧告実施に関する政府への質問：  ①包括的な人種差別禁止法の制定の必要性について法務省の見解を示されたい。ここでいう禁止法は、直接差別、間接差別及び複合差別を含む、具体的な人種差別の定義規定を設け、禁止条項、制裁条項、差別の被害者が裁判以外の簡易で迅速かつ安価に救済を得られる行政から独立した第三者機関による実効性ある救済手続きを含んでいる。 ②必要がないと思料するのであれば、2017年の法務省・外国人住民調査報告の結果を踏まえて、どのようにして差別をなくすつもりなのかについて見解を示されたい。
4. 質問先：法務省
5. 質問の主旨・説明： 日本政府は、人種差別撤廃委員会に対しても、日本は「人種差別を規制しており、ご指摘の包括的差別禁止法が必要との認識に至っていない」と述べている（人種差別撤廃委員会への第10回第11回政府報告書パラ101、CERD/C/JPN/10-11）。 しかし、2016年に、国として初めて行った外国人に対する調査結果（外国人住民調査）によれば、過去5年間で、入居差別を経験した人は4割、就職差別を経験した人は4人に1人、直接侮蔑された経験がある人が3割などの結果が示されている。政府自らの調査により、生活、安全を脅かされる深刻な差別が蔓延していること、差別に関する法規制が機能していないことが如実に証明されている。 日本は1995年に人種差別撤廃条約に加入しているが、未だに差別禁止法がなく、包括的な差別撤廃政策、基本方針、基本計画すら策定しておらず、政府内に担当部署もない状態である。なお、国レベルでは、2016年に反人種的差別法として、外国人もしくはその子孫に対するヘイトスピーチに限定してではあるが、ヘイトスピーチ解消法が制定された。ただし、ヘイトスピーチを禁止する条項はなく、国及び地方政府が解消にむけて取り組むことを宣言した理念法にとどまっており、差別禁止法とはいえない不十分なものである。
6. 質問作成団体：反差別国際運動 (IMADR)

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

総括所見オリジナル <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406781.pdf>

政府訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406782.pdf>

1. 勧告：パラ 10 国内人権機関の設置
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価： 実施できていない
3. 勧告実施に関する政府への質問：  ① 人種差別撤廃委員会は日本政府に対するフォローアップ審査の書簡（2020年9月24日付）で、政府のフォローアップ情報（CERD/C/JPN/CO/10-11/Add.1）は不十分であるとしている。この指摘についてどのように受け止めているか、回答されたい。  ② 政府フォローアップ情報に示された「適切な検討」について、具体的にいつ、どこで、どのように検討しているのかについて明らかにされたい。その関連で、2017年の普遍的定期的審査において、国内人権機関の設置に向けた取り組みを加速化させるという勧告のフォローアップを受け入れた。同勧告から5年経つが、「加速化」する取り組みとして具体的に何を行ったか明らかにされたい。
4. 質問先：法務省、外務省
5. 質問の主旨・説明：  日本政府は人種差別撤廃委員会から独立した国内人権機関の設置を求める勧告を度々受けており、2018年の総括所見（パラ 10）においても同様の勧告がなされ、この勧告はフォローアップ項目にも指定された（CERD/C/JPN/CO/10-11、para.46）。  政府は、フォローアップ情報（CERD/C/JPN/CO/10-11/Add.1）において、国内人権機関の設置につき「人権救済制度の在り方については適切に検討している」と述べるにとどまっている。しかしながら、人種差別撤廃委員会は、2020年9月24日付日本政府のフォローアップ審査の回答に関する書簡においても、「委員会の勧告実施のために適切な措置がとられていないことを残念に思うとともに、締約国の回答は満足できるものではないと考える。委員会は、国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）に準拠し、人権の促進と保護のために幅広い責務をもつ国内人権機関を設置するよう繰り返し勧告する。」と指摘している。  2012年11月、新たな人権救済機関を設置するために、「人権委員会設置法案」が第181回国会に提出されたが、衆議院解散により廃案となったままであり、それ以降、人権救済機関を設置するための法案は提出されておらず、人権救済のための独立した機関に関する検討作業の進捗状況及び内容については公表されていない。
6. 質問作成団体：反差別国際運動（IMADR）

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

1. 勧告： パラ 12 第 4 条(a) (b) の留保
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価： 実施できていない
3. 勧告実施に関する政府への質問： 委員会から、第 4 条の留保を撤回する可能性について検討するよう勧告されているが、政府はこれまで検討したのか。検討していない場合、今後、政府内のどの部署で、いつまでにどのような手続きで検討するのか、具体的な予定とともに示してほしい。
4. 質問先： 法務省
5. 質問の主旨・説明： すでに 2014 年の人種差別撤廃委員会の総括所見パラ 10 において、下記のように勧告されている。 委員会は、締約国に対し、その立場を再び見直し、第 4 条 (a) 及び (b) に対する留保の撤回を検討することを奨励する。人種差別的ヘイトスピーチへの対処に関する委員会の一般的勧告 15 (1993) 及び 35 (2013) を想起し、委員会は、締約国が、第 4 条の規定を実施するために、法の改正、とりわけ刑法を改正するための適切な措置をとることを勧告する。 ここで引用されている一般的勧告 35 (2013 年) のパラ 23 では「人種主義的スピーチに関する本条約の規定に不利益な影響を及ぼしている留保が維持されている場合、締約国は、なぜその留保が必要と考えるのか、留保の性質と範囲、国内法および政策への正確な影響および一定の時間枠で留保を撤回または制限する計画に関する情報を提供することを要請される」と具体的に説明されている。 一般的勧告 35 パラ 12 では、4 条(a) (b) 項で書かれていることをすべて刑事規制することを求めておらず、むしろ、犯罪化するのは重大なものに留めるべきであり、比較的軽微でない場合には、刑法以外の措置で対処すべきことを勧告している。 2014 年 8 月の審査において、委員から、4 条の規定のうち少なくとも暴力行為の扇動は、表現の自由との関係でも可能なのではないかと指摘されており、政府はそれに対する反論は行わなかった。 アメリカでも連邦刑法でジェノサイドの煽動は禁止されており、表現の自由の保障との関係でも違憲とされていない。 日本でも 2020 年 7 月に施行された川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の 12 条以下では、市からの「不当な差別的言動」の中止を求める命令違反との形式ではあるが、ヘイトスピーチ解消法第 2 条で定める「不当な差別的言動」をさらに場所、態様などで限定したヘイトスピーチについて、50 万円以下の罰金という刑事規制を行っている。この条項は違憲と公的に判断されたことはない。また、当条例を制定した川崎市の担当者は、法務省人権擁護局が 2016 年より開催している地方公共団体とのヘイトスピーチ関連情報交換会議に毎回出席し、当条例制定及び運用について報告しており、法務省がこれまで違憲ではないかとの問題を指摘した事実はない。 よって政府としても、憲法の範囲内でヘイトスピーチのうち深刻なものに限定するなどすれば刑事処罰が可能であることを認識しているはずである。この点からすれば、むしろ留保のための詳細な検討に時間を使うよりも、憲法の範囲内でも刑事処罰が可能で表現があることを認めて速やかに留保を撤回することが、委員会からの勧告の趣旨に合致する。 第 4 条は、危険なヘイトスピーチ及びヘイトクライムを止めるための人種差別撤廃条約の核であり、漫然と留保を続けるべきではない。政府は、勧告に従い、速やかに留保撤回にむけて検討すべきである。
< 参考 > ※4 条 ab の留保：「日本国は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第 4 条の (a) 及び (b) の規定の適用に当たり、同条に「世界人権宣言に具現された原則及び次 条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って」と規定してあることに留意し、日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する。」(1998 年政府報告書)
6. 質問作成団体： 外国人権法連絡会

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

総括所見オリジナル <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406781.pdf>

政府訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406782.pdf>

1. 勧告： パラ 14 (a) ヘイトスピーチ解消法の改正
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価： 履行できていない。
3. 勧告実施に関する政府への質問：  ①適法居住要件については削除するよう求められているが、検討したか。 ②ヘイトスピーチからの保護範囲を、人種差別撤廃条約第 1 条で保護の対象となっている属性を有する人々に広げるようヘイトスピーチ解消法の改正を検討しているか。 ③ヘイトスピーチの被害をうけた民族的マイノリティに対する十分な救済が確保されているか調査すべきではないか。 ④被害者の救済のためには、差別禁止法を制定してヘイトスピーチをはじめとする差別を違法とし、かつ、裁判によらない専門的な機関による救済手続きを検討すべきではないか。
4. 質問先：法務省
5. 質問の主旨・説明：  ・パラ 13 (a)で指摘されているように、適法居住要件は、条約の趣旨に反し不適切であり、在留資格に関わらず、ヘイトスピーチから保護されるよう要件からはずすべきである。この要件についてはヘイトスピーチ解消法制定時にも大きな批判を受けた。 ・ヘイトスピーチ解消法の両院の附帯決議で述べられているように、人種差別撤廃条約の趣旨に照らし「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものに対する差別的言動も許されないのだから、解消法の条文自体における保護対象を拡大すべきである。 ・法務省による 2017 年の全国の外国籍者に対する調査結果でも過去 5 年間に 3 割の人が直接侮辱的なことを言われた経験があるとの結果がでたが、そのほとんどの人たちは裁判を起こしたり、法務省人権擁護局への救済申立てを行っていないことが示された。 ・ヘイトスピーチ解消法 2 条の定義にあたるヘイトスピーチがなされた場合でも、同法には救済手続き規定がなく、一般の民法の不法行為若しくは刑法の脅迫罪などに当てはめて通常の裁判をするしかなく、事実上泣き寝入りを強いられている。不特定の集団に対する言動については救済を求める法的手段がまったく保障されていない。
6. 質問作成団体： 外国人権法連絡会

2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

総括所見オリジナル <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406781.pdf>

政府訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406782.pdf>

1. 勧告：パラ 1 4 (b) 包括的な差別禁止法制定												
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価 履行できていない。												
3. 勧告実施に関する政府への質問：												
①ヘイトスピーチ解消法が 2016 年 6 月に施行されてから 6 年目だが、ヘイトデモの回数は減少したものの、ヘイト街宣、ネット上のヘイトスピーチ、報道・出版におけるヘイトスピーチはまったくとまっていないとの現状を認識しているか。解消法制定後のヘイトスピーチの実態について国が調査すべきではないか。												
②在日コリアン関係施設・住居に対する連続放火事件などヘイトクライムについて国が実態調査をすべきではないか。												
③ヘイトスピーチ・ヘイトクライムに歯止めをかけるには、人種差別について禁止し、なんらかの制裁を置き、救済手続き規定を置くことが条約上求められているが、それに向けてどのように取り組んでいるのか。必要でない、もしくは適切でないと考えて取り組まないのなら、具体的にその理由を説明してほしい。												
④解消法の定める相談、教育、啓発のみでは、施行後 6 年経っても、實際上ヘイトスピーチに歯止めがかからない現実についてどのように評価しているのか。												
4. 質問先：法務省												
5. 質問の主旨・説明：												
<p>国は 2016 年のヘイトスピーチ解消法施行後、ヘイトスピーチの実態について調査を行っていないが、下記の「レイシズム監視情報保管庫」の調査結果が参考になる。</p> <p><a href="https://odd-hatch.hatenablog.com/entry/2022/01/03/111200">https://odd-hatch.hatenablog.com/entry/2022/01/03/111200</a></p>												
行ラベル	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	総計	
街宣	241	278	365	244	289	280	227	211	168	228	25	
デモ	41	99	120	70	42	49	34	21	9	14	4	
講演会	1	2	1	10	16	33	21	10	5	6	1	
その他			3	2	12	19	4	12	6	11		
選挙 事件					56	42		45	25	30	1	
						3	1	1				
<b>総計</b>	<b>283</b>	<b>379</b>	<b>489</b>	<b>326</b>	<b>415</b>	<b>426</b>	<b>287</b>	<b>300</b>	<b>213</b>	<b>289</b>	<b>34</b>	
その他は自治体や公共施設への「面会」「行政交渉」、パネル展など												
6. 質問作成団体： 外国人人権法連絡会												

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

総括所見オリジナル <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406781.pdf>

政府訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406782.pdf>

1. 勧告： パラ 14 (c) ヘイトスピーチ禁止
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価： 履行できていない。
3. 勧告実施に関する政府への質問：  ①集会におけるヘイトスピーチ及び暴力の煽動の実態について調査すべきではないか。調査がなければその実態を把握し、対策を立てることができないのではないか。 ②集会におけるヘイトスピーチ及び暴力の煽動の危険性についてどのように認識しているのか。その悪影響について調査研究すべきではないか。 ③特に暴力の煽動は実際の暴力に転化する可能性が高く危険性が高いが、どのような方法で止めることを検討しているのか。緊急に止めるためには禁止条項及び制裁条項が必要ではないか。
4. 質問先：法務省
5. 質問の主旨・説明：  ・集会におけるヘイトスピーチ及び暴力の煽動がヘイトスピーチ解消法施行後も止まらない現状がある。東京都オリンピック人権条例に基づく制度によれば、・・・という集会及びデモにおける明確なヘイトスピーチ及び暴力の煽動が確認されている。しかし、同条例にも国のヘイトスピーチ解消法にも禁止規定も制裁規定もないため、常習犯によるヘイトスピーチの認定が積み重なるばかりで止まらない。 ・特に暴力の煽動は、ターゲットにされた人々に恐怖をもたらし、放置はマイノリティに対する実際の暴力へ、さらにジェノサイドにもつながる。表現の自由との関係からしても、特定人に対する暴力の煽動は現行法でも犯罪であり、集団に対するものであってもその集団に属する個々人がターゲットになる可能性が高く、規制する必要性が強いので、目的に相応する範囲内での規制は許容されうる。
6. 質問作成団体：外国人権法連絡会

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

総括所見オリジナル <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406781.pdf>

政府訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406782.pdf>

1. 勧告： パラ14 (d) ネットヘイト対策
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価： インターネット上の人権侵害一般についてプロバイダ責任制限法一部改正及び「プラットフォームサービスに関する研究会」「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」等、政府がバックアップする各種研究会での対策の検討が行われている。しかし、そもそも誹謗中傷一般であり、ネット上のヘイトスピーチ問題に焦点はあてられず、一部ふれられていてもそれを法的に禁止する方針ではなく、また、基本的にプロバイダによる自主的取組を促すとの姿勢であり、国がネット上のヘイトスピーチに対し「禁止し、終了させる」責任をもって闘う姿勢ではない。
3. 勧告実施に関する政府への質問： ①インターネット上及びメディアにおけるヘイトスピーチの対策を立てるために国が実態調査をすべきではないか。 ②インターネット上のヘイトスピーチについては、誹謗中傷一般ではなく、差別であって、被害者に特別の深刻な被害をもたらし、社会に差別と暴力を広げる悪影響があることを認識しているか。そのためにヘイトスピーチについて特別の問題として区別し、明確な定義規定と禁止条項を置くべきではないか。 ③インターネット上のヘイトスピーチについて、法務省人権擁護局が行っているプロバイダへの削除要請に対し、どのくらいの割合で削除されているか。プロバイダが削除しなかった場合、プロバイダ側はどのように理由を説明しているのか。法務省との見解の齟齬についてどのように認識し、どのようにその差を埋めるのか。 ④インターネット上のヘイトスピーチに対応するため、ヘイトスピーチ問題の専門家、攻撃のターゲットとなっているマイノリティを含む専門的な第三者機関を設置し、包括的調査や研究、実際の審査を行うことについてどのように考えるか。
4. 質問先：法務省・総務省
5. 質問の主旨・説明： ・インターネット上のヘイトスピーチについて、現状は法務省人権擁護局や地方自治体の一部が削除要請を行っているが強制力がない。 ・地方自治体の一部は、住民に関するヘイトスピーチについて、被害者からの申請がなくとも自主的にモニタリングを行い、プロバイダに削除要請を行っているが、国にはそのような制度がなく大量のヘイトスピーチが放置されている。 ・プロ責法の改正が今年 10 月に施行される予定だが、現在、被害者が発信者情報を特定するために裁判を 2 回から 3 回行わなければならない点が、1 回から 2 回に減らすことができる可能性があるとの改正であって、改正内容は極めて限定的である。
6. 質問作成団体： 外国人人権法連絡会



## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

総括所見オリジナル <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406781.pdf>

政府訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406782.pdf>

1. 勧告：パラ 14 (e) メディアにおける差別対策
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価： 履行できていない。
3. 勧告実施に関する政府への質問：  ①「メディアにおいて広がっている人種差別及び人種主義的暴力への煽動の防止に関する放送法等の措置の実施及び効果について詳細な情報を提供すること」を求められているが、そもそもメディアにおける人種差別及び人種主義的暴力への煽動の現状をどのように調査し認識しているのか。メディアにおける差別を防止するために政府がどのような方針をとり、それを実施しているのか説明してください。
4. 質問先：法務省・総務省
5. 質問の主旨・説明： テレビ、出版物などメディアにおけるヘイトスピーチの広がりについて公的調査がなされているか 自体不明確である。
6. 質問作成団体： 外国人 인권法連絡会

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

総括所見オリジナル <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406781.pdf>

政府訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406782.pdf>

1. 勧告： パラ 14 (f) (h) ヘイトクライム調査・研修
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価 履行できていない。
3. 勧告実施に関する政府への質問：  ① 2017年の政府報告書では「人種主義的動機は、我が国の刑事裁判手続において、動機の悪質性として適切に立証しており、裁判所において量刑上考慮されているものと認識している」と説明されているが、ここで示している「人種主義的動機」に基づく犯罪とは、「ヘイトクライム」のことか。また、「適切に立証」「量刑上考慮」されている刑事裁判の具体例を示してほしい。 ② 2020年4月の自由権規約委員会に対する「規約第40条(b)に基づく第7回報告書」で政府は「『ヘイトクライム』の概念は必ずしも一般に確立されたものではなく、政府として、ヘイトクライムの件数並びにその後の捜査及び有罪判決の統計は有していない」と回答しているが、上記のこれまでの人種差別撤廃委員会に対するとは矛盾するのではないか。 ③ 人種主義的動機に基づく犯罪（ヘイトクライム）についての国民的出身及び民族別に細分化した件数及びその後の捜査、判決について調査し、次回の政府報告書（2023年1月期限、パラ49）で報告することを勧告されているが、いつまでにどのように調査を実施するのか。 ④ 警察官、検察官及び裁判官のそれぞれの全員に対して、ヘイトスピーチ及びヘイトクライムに関する研修を行っているか。行っている場合、その内容と頻度はどのようなものか。 ⑤ 差別的動機にもとづく犯罪であるヘイトクライムについて、犯罪の背景にある人種的動機を特定し、苦情を登録し、ならびに事件を捜査及び訴追するための方法についてのガイドラインを策定すべきではないか。
4. 質問先：法務省、検察庁、警察庁、最高裁判所、外務省
5. 質問の主旨・説明  政府は委員会に対し「人種主義的動機は、我が国の刑事裁判手続において、動機の悪質性として適切に立証しており、裁判所において量刑上考慮されているものと認識している」と説明してきたが、京都朝鮮学校襲撃事件（2009年～2010年）や川崎市ふれあい館等に対する連続脅迫葉書事件（2020年）等、明確な差別的動機に基づく事件の刑事裁判においても差別的動機は量刑上考慮されていない。NGOの把握している限りでは、国籍・民族差別に基づく犯罪に関し、刑事事件でその差別的動機が判決に明記されて考慮された例はない。
6. 質問作成団体： 外国人権法連絡会

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

総括所見オリジナル <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406781.pdf>

政府訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406782.pdf>

1. 勧告：パラ 14 (g) ヘイトクライム調査
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価 履行できていない。
3. 勧告実施に関する政府への質問：  ①政治家及びメディア関係者によるヘイトクライム及び人種主義的ヘイトスピーチが行われることはその社会的影響力の強さから特に問題であると認識しているか。 ②政治家及びメディア関係者によるヘイトクライム及び人種主義的ヘイトスピーチについて調査し、対策することを検討すべきではないか。
4. 質問先：法務省
5. 質問の主旨・説明：  「政治家及びメディア関係者を含む、私人あるいは公人によるヘイトクライム、人種主義的ヘイトスピーチ及び憎悪の煽動を調査し、適切な制裁を科すこと」が勧告されているが、そのような調査自体行われていない。調査実施の前提となる問題意識が共有されているのかが問題となる。
6. 質問作成団体： 外国人 인권法連絡会

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

総括所見オリジナル <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406781.pdf>

政府訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406782.pdf>

1. 勧告：パラ 14 (i) 行動計画
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価： 履行できていない。
3. 勧告実施に関する政府への質問：  ① 具体的目標と措置及び適切なモニター活動を備えた、ヘイトクライム、ヘイトスピーチ及び暴力の煽動を撤廃する行動計画を制定することが勧告されているが、いつまでに制定するのか。
4. 質問先： 法務省
5. 質問の主旨・説明：  ヘイトスピーチ解消法ではヘイトスピーチ解消が喫緊の課題であり、国はその解消に取り組むことが定められている。解消にむけての基本方針及び基本計画の策定義務が明記されていないが、同法の目的及び人種差別撤廃条約における「差別を禁止し、終了させる」義務に照らせば、本件勧告が求めている具体的な行動計画を制定することが必要不可欠である。
6. 質問作成団体： 外国人 인권法連絡会

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

総括所見オリジナル <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406781.pdf>

政府訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406782.pdf>

1. 勧告：パラ 14 (j) 啓発
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価 法務省は多様性の尊重を促進する啓発キャンペーンは行っているが、ジャーナリストや公人の役割と責任に焦点を絞っておらず、また、偏見の根本的原因に取り組んでいない。
3. 勧告実施に関する政府への質問：  ① 人種差別の撤廃にむけジャーナリストの役割と責任に焦点を絞った啓発キャンペーンを行うよう勧告されているが、具体的にどのようなことを検討しているか。 ② 人種差別の撤廃にむけ公人の役割と責任に焦点を絞った啓発キャンペーンを行うよう勧告されているが、具体的にどのようなことを検討しているか。ウトロなどへの連続放火事件などの具体的なヘイトクライムが起こったときに、公人が差別であり許せないと発言することが人種差別の撤廃にむけた役割と責任を果たすことになるとの考えについてどのように考えるか。 ③ 人種差別撤廃にむけ偏見の根本的原因に取り組むよう勧告されているが、特に深刻な在日コリアン等旧植民地出身者に対するヘイトスピーチ、ヘイトクライム問題について、在日コリアンへの偏見の根本的原因をどのように認識し、その解決のためにはどのように取り組むべきと考えているか。
4. 質問先：法務省
5. 質問の主旨・説明：  ・国の啓発キャンペーンは、法務省による「ヘイトスピーチ許さない」とのポスター提示などの一般的な宣伝活動に限定されており、具体的なヘイトスピーチやヘイトクライムに対する批判がなされておらず、啓発効果が弱い。また、キャンペーンの対象が一般国民であり、公人やジャーナリストの発言の影響に鑑み、差別撤廃にむけての役割と責任を果たすべきことへの表現はほとんどなされていない。 ・ヘイトスピーチやヘイトクライムを根絶するためにはその根底にある偏見の根本的原因に取り組むことが不可欠だが、その問題には取り組んでいない。
6. 質問作成団体： 外国人権法連絡会

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

1. 勧告：パラ18 琉球・沖縄の人々
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価： 実施していない。
3. 勧告実施に関する政府への質問： <ul style="list-style-type: none"> <li>① 勧告が求める「琉球・沖縄の人々を先住民族として認識することに関して、その立場を再検討する」ことについて、その後、政府内で検討を行ったか否かについて理由を含め回答を求める。さらに、行っていない場合、今後の検討可能性の有無につき、理由も含め明らかにされたい。</li> <li>② 琉球・沖縄の人々の権利を保護するための措置、とりわけ米軍基地から派生する女性に対する暴力、被害者の保護と加害者の適切な訴追について、勧告以後に講じた措置につき明らかにされたい。加えて、改善されたか否か検証結果についても説明を求める。</li> <li>③ 米軍基地から派生する事故、とりわけ頻発する軍用機事故に対して講じた措置、および米軍基地から流出した有害物質に対し、どのような措置を講じたのか、措置後の検証結果を含め明らかにされたい。</li> </ul>
4. 質問先：①内閣府、外務省、②外務省、防衛省、法務省、③外務省、防衛省
5. 質問の主旨・説明： <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本政府は琉球・沖縄の人々が先住民族ではないとしながらも根拠を示せていない。他方、歴史的に独自の文化、伝統を構築してきた点については一定の認識を持っており、過去に日本とは異なる政治的地位にあったことを認める証左と考える。1879年以前の琉球・沖縄が歴史的、政治的にどのような位置付けであったのか、当時の国際情勢を踏まえたうえで日本政府（明治政府）が行った「琉球併合」についての見解を求めたい。</li> <li>② 日米地位協定によって、公務中の事件にあって日本は第一次裁判権を有さず、公務外で事件を起こした場合でも、沖縄県警は起訴前に被疑者の身柄を拘束できず、十分に捜査を行うことができない。また被疑者が基地内にいる場合、身柄引き渡しには米軍の合意が必要となるが米軍側には引き渡し義務がない。実際、過去2001～18年の統計によると、米軍関係者の刑法犯の起訴率は13.17%で、全国の起訴率43.85%と比べて3分の1程度と、米軍関係者の犯罪はほとんど野放しの状態になっている<sup>1</sup>。加えて重要事件以外は原則として第一次裁判権を行使しないという日米合同委員会の取り決めがあり、起訴されにくい状況がある。つまり、琉球、沖縄の女性は、性暴力という人権侵害が横行するだけでなく、被害が法的に救済されないという状況に苦しめられている。</li> <li>③ 日本政府は、普天間基地の危険性除去には、辺野古移設が唯一の解決策と繰り返すが、移設海域の軟弱地盤問題でも明らかのように工期は長期化し、抜本的な解決になりえていない。とりわけ狭隘な沖縄島では、どこに移設されようとも基地被害は軽減されない。実際、2017年に起きた東村高江の牧草地に米軍機が墜落した事故では、防衛局が米軍側に集落上空の飛行ルートを提供していたことが明らかとなっている。加えて同事故や2016年の海岸にオスプレイが墜落した事故でも、日米地位協定上、公務中の事故のため沖縄県警は第一次裁判権を有さず、事故機調査が行えなかった。米軍基地からの有機フッ素化合物 PFAS の流出は、地域住民の健康被害が懸念されている。在沖海兵隊は同汚染水を地元自治体への報告無しに下水道に放出するなど、地元住民の健康と安全を脅かし続けている。勧告が示す、加害者の適切な訴追と有罪判決の確保、並びに琉球・沖縄の人々の適切な安全と保護の確保は、過重な軍事基地負担を強いる日本政府の琉球・沖縄の人々に対する差別政策によって侵害されていると考える。</li> </ul>
6. 質問作成団体： 沖縄国際人権法研究会

<sup>1</sup> <https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/532799>

## 2018 年人種差別撤廃委員会の日本政府報告書審査と勧告に関する質問

1. 勧告：パラ 20 (a) (b) 部落民の状況
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価： できていない
3. 勧告実施に関する政府への質問： ① 部落民の定義を明らかにし、CERD 一般的勧告 29 を受け入れる用意はあるか。
4. 質問先： 法務省人権擁護局総務課 外務省人権人道課
5. 質問のさらなる説明：  <p>政府は、条約第 1 条の世系(descent)に部落問題が入らないとする見解を維持し、政府報告書には部落民の状況を一切記述していない。部落民の定義に関しては政府に 2 つの見解がある。</p> <p>一つは、部落問題の責任所在部署であった地域改善対策室の「部落問題は世系に含まれる」(1984 年 3 月 10 日衆議院予算委員会)である。この政府見解は 2000 年の「人権教育及び人権啓発推進に関する法律」「人権教育及び人権啓発推進に関する法律」に基づく基本計画の推進にも、2001 年の人権擁護推進審議会答申にも維持されている。特に 2001 年の人権擁護推進審議会答申「人権救済制度の在り方について」では、descent に関して、社会的身分、門地としている。</p> <p>部落問題の責任部署の地対室の条約解釈は、descent は社会的身分、門地であり、部落問題を含むとするもので、1984 年国会答弁から基本計画策定、人権擁護推進審議会答申まで一貫している。</p> <p>もう一つは、条約の解釈権は外務省にあるとして出されたもの。1995 年に国会が人種差別撤廃条約を承認し、条約に加入した。この時の世系に関する外務省見解は、「人種差別撤廃条約の適用上、世系とは、過去の世代における人種若しくは皮膚の色又は過去の世代における民族的若しくは種族的出自に着目した概念を表すものであり、社会的出自に着目した概念を表すものとは解されない。」つまり「世系には社会的差別である部落問題は入らない」というもの。</p> <p>外務省は「人種差別撤廃に関する条約だから、第 1 条に列挙している 5 つの概念は人種的であるので世系も人種的意味あいを含んでいる。しかし、部落問題は人種問題ではなく、社会的出自の問題なので、条約に含まれない」と説明する。外務省がこだわる「世系」の日本語の用例は、皇統譜にあるが、「人種的意味合い」は全くない。世系の日本語の意味に社会的出自は含まれるが、人種概念は含まれないので、外務省の解釈は成立しない。</p> <p>自由権規約委員会の第 7 回日本政府報告に関する事前質問票の問 6 パラ 12 への回答 19 で、政府は「同和問題 (部落差別)」という表記を初めて使用した。人種差別撤廃委員会では部落民の定義を明らかにしてこなかった政府が、部落差別解消推進法の成立を受けて、「同和問題(部落差別)」の表記を採用し、政府が取り組んできた同和問題解決は部落差別解消であることを明確にした。</p> <p>政府は従来、人種差別撤廃委員会で「部落問題は世系ではない」と主張してきた。自由権規約委員会の政府報告書に初めて「同和問題 (部落差別)」と記述し、定義を明らかにした。すなわち「同和問題 (部落差別)」の定義は同対審答申の「日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別である」と。これは人種差別撤廃委員会の一般的勧告 29 の「descent 世系はカースト及びそれに類似する地位の世襲制度である」とする定義と同一内容である。部落問題は世系に含まれることになるのではないか。</p>
6. 質問作成団体： 部落解放同盟

## 2018年人種差別撤廃委員会の日本政府報告書審査と勧告に関する質問

1. 勧告：パラ20 (c) (d) (e) (g) 部落民の状況
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価：できていない
3. 勧告実施に関する政府への質問： ② 部落民の生活実態調査を実施する予定はあるか。 ③ 電子情報化された戸籍情報を個人情報保護法に基づく要配慮個人情報とし、本人の同意がなければ取得し利用し第三者に提供することを禁止することはできないか。
4. 質問先：② 法務省擁護局総務課 ③ 法務省民事局 総務省総合通信基盤局
5. 質問のさらなる説明： ② 2016年12月、深刻な部落差別が存在していることを確認したうえで、部落差別解消推進法が制定された。法第6条に基づいて、政府は「部落差別に関する実態調査」を実施し、2020年に報告書を出した。報告書は「部落差別に関する国民の正しい理解は進んでいるが、心理面における偏見、差別意識は依然として残っている。このような意識が、結婚・交際に関する差別意識につながっている可能性がある。また、増加しているインターネット上の差別情報の特性として、識別情報の適時（全国の被差別部落一覧・部落探訪）と特定の者に対する誹謗中傷が特定のウェブサイト集中している。」と指摘した。 1965年部落問題解決のための同和対策審議会答申は全国部落生活実態調査を基礎にして策定された。部落問題を解決するための同和行政の成果を明らかにするため、生活実態調査は定期的に実施されてきたが、1993年の生活実態調査が最後となった。2020年の「部落差別に関する実態調査」では「部落民を特定して生活実態調査を行うことは新たな差別を生む」として部落民の生活実態調査は一切実施されなかった。CERDが「2002年の同和対策特別措置の終了時にあたってとった具体的措置、とりわけ部落民の生活環境に関する情報と指標を提供するよう」勧告した(2014年パラ22)。一般的勧告32は特別措置終了時に実態調査をするよう勧告している。従って、部落民の状況を生活実態調査によって明らかにすることは「正当な目的で」不可欠である。 ③ 政府は、戸籍に関する証明書に係る不正請求事案防止及び個人情報保護の観点から、2008年戸籍法を改正したと応答してきたが、戸籍法改正後も、プライム総合法律事務所が1万件に及ぶ戸籍情報を不正取得していた事件、2021年宇都宮市の行政書士がインターネットを使用して3千件の戸籍情報を扱い警察に逮捕された事件など2008年改正が有名無実であることが明らかになった。弁護士・行政書士などの有資格者が自由に取得できる制度では不正請求を抑止できない。2008年改正は個人情報電子情報化された時代状況を反映して制度設計された側面もある。従って、政府は、戸籍情報(本籍地と氏)の公開を原則にしている戸籍法を改正し、電子情報化された戸籍情報を個人情報保護、プライバシー保護の立場から要配慮個人情報に含め、個人情報保護法の下で管理すべきである。すなわち、電子情報化された戸籍情報は、本人の同意なくして取得し、利用し、第三者に提供することを禁止すべき。デジタル法の成立によって法務省が管理する戸籍情報の副本に機関別符号を付してマイナンバーと照合することになった。こちらの戸籍情報は特定個人情報として厳重なセキュリティがかかることになっている。
6. 質問作成団体： 部落解放同盟



## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

1. 勧告：パラ 22、33e、34e 公権力行使、公の意思の形成への参画、地方参政権
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価：全くできていない (政府は「人権諸条約の委員会による勧告には法的拘束力はないと認識しており、今後とも、我が国の法理に適合した方法で取組を進める(文部科学省初等中等教育局財務課教育公務員係)」と主張し、勧告を無視する姿勢)
3. 勧告実施に関する政府への質問： ① 数世代にわたり在留する韓国・朝鮮人の地方参政権 「永住外国人地方参政権付与法」制定に向けて取り組む意思はないか？ ② 外国人(とりわけ、数世代にわたり在留する韓国・朝鮮人)が、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公職へのアクセス i) 国家公務員の国籍条項の撤廃(人事院規則 8-18 を削除)を検討する意思はないか？ ii) 地方公務員が管理職になることの制限をなくすことを検討する意思はないか？ iii) 外国籍教員が教諭、指導教諭、主幹教諭、副校長、校長などに昇進できるようにすることを検討する意思はないか？
4. 質問先： ① … 外務省総合外交政策局・総務省 ② i) …人事院 ii) …外務省総合外交政策局・総務省 iii) …文部科学省初等中等教育局財務課教育公務員係
5. 質問の主旨・説明： ① 人事院 人事院は、1967年に人事院規則 8-18 を制定し、その 8 条で国籍要件を設けた。これは、職務内容を具体的に判断すべきものとしてきた見解(1953年高辻回答)に反して、職種に関係なく日本国籍を有しない者を一律に排除し、今日に至る。外務公務員法には国籍要件はあるが、国家公務員法にはその要件がない。2018年 CERD 勧告に基づき、人事院規則 8-18 を削除されたし。 ② 外務省・総務省 地方自治体(地方政府)が「地方参政権・地方公務員の管理職へのアクセス」の推進しなければ改善しない。ところが、外務省は 2018年 CERD 勧告を HP にアップするだけあり、地方への周知ができていない。外務省と総務省はとともに、地方自治体(地方政府)へ、2018年 CERD 勧告の周知を行っていただきたい。また、政府として、「地方参政権・地方公務員の管理職へのアクセス」の推進に取り組んでいる姿勢を地方自治体(地方政府)へ示していただきたい。 ③ 文科省 日本人は採用試験に合格すれば教諭として採用される。その後、昇任し、校長にまで昇任することが可能。一方、外国人は日本人と同様に教員免許状を有し教員採用試験に合格しても、講師として任用され、退職まで講師の職に据え置かれる。一切、昇任はできない。政府は、「公権力の行使または公の意思形成の参画にたずさわる公務員には日本国籍者に限る」と主張するが、法律に基づくものではない。法律以前の、「当然の法理」だと主張。法治主義を逸脱し、外国人を差別するのは「当然だ」という主張である。外国籍教員にも昇進の機会を与えていただきたい。 1991年1月の日韓覚書には「身分の安定や待遇についても配慮」との一文がある。その後、職階制度や給料システム(職制と連動して職階に応じた給与システム改革)が行われ、外国籍教員の待遇は以前に比べ低下している。このことについてはどう考えるか。
6. 質問作成団体 兵庫在日外国人 인권協会、かながわみんとうれん

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

1. 勧告： パラ 2 2 朝鮮学校差別
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価： まったくできていない
2. 勧告実施に関する政府への質問：  ① 高校就学支援金制度の支援金支給に関して朝鮮学校が差別されないことを確保するという勧告の履行のための具体的な措置及びその計画についてお聞かせください。 ② 人種差別撤廃委員会は 2014 年に「地方自治体に対して、朝鮮学校への補助金の支給を再開または維持するよう促すこと」を勧告していますが (CERD/C/JPN/CO/7-9、パラグラフ 19)、この勧告の履行のための具体的な措置及びその計画について説明してほしい。
4. 質問先： 文科省
5. 質問の主旨・説明：  ① なお、「今後、朝鮮学校が都道府県知事の認可を受けて、学校教育法第 1 条に定める高校になるなど」(人種差別撤廃条約第 10 回・第 11 回政府報告、パラグラフ 173) として現行制度の対象となり得るから差別ではないとお考えの場合は、在日朝鮮人の子どもたちが、自由に、かつ、いかなる形態の差別もなしに、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の言語を使用する権利を実効的に保障するための見地から (「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第 27 条、「子どもの権利に関する条約」第 30 条、「民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言」第 2 条参照)、上記以外の方法で朝鮮学校が現行制度の対象となることを確保するための措置及びその計画についてお聞かせください。 ② 「地方自治体それぞれの事情を踏まえずに、直接に地方自治体に対して補助金の再開又は維持を要請することは、適切でない」(人種差別撤廃条約第 10 回・第 11 回政府報告、パラグラフ 175) とお考えの場合は、地方自治体への直接の要請以外の形で、実効的に勧告の履行を図るための措置及びその計画についてお聞かせください。
6. 質問作成団体； 在日本朝鮮人人権協会

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

1. 勧告：パラ 24 レイシャルプロファイリング
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価： 実施できていない
3. 勧告実施に関する政府への質問： ①レイシャルプロファイリングを禁止する法及びガイドラインの策定、並びにレイシャルプロファイリングに関して法執行官の研修等を通じて周知徹底させる予定はあるか否か、回答頂きたい。 ②東京弁護士会のレイシャルプロファイリングに関する実態調査の結果（下記参照）についてどのように受け止めているか回答頂きたい。 ③この結果を踏まえてもなお「職務質問は、警察官職務執行法第 2 条に基づき、周囲の状況から合理的に判断して何らかの犯罪、または犯そうとしていることを疑うに足る相当な理由に限定されており、人種等の別を理由とした裁量が発生することはない。」という回答がなされるのであれば、何故下記のような多数の外国ルーツを持つ人が不当な職務質問に遭ったという結果が出されているのかにつき、見解を明らかにされたい。
4. 質問先：警察庁
5. 質問の主旨・説明： 日本政府は、日本においてレイシャルプロファイリングがなされていることについて認めておらず、第 7 回定期報告書において、「我が国では、『行政機関の保有する個人情報保護法』において、行政機関による個人情報の保有が制限されているところ、警察は、同法を含めた法令の規定に基づき、公平中立に職務を執行している」と報告している (CCPR/C/JPN/7、para 199)。 しかし、2010 年、警視庁外事第三課からと見られるテロ捜査情報がインターネット上に流出し、この情報からは、警察当局が在日ムスリム及びイスラム諸国出身者の全員を監視し個人のセキュリティ情報を体系的に収集していることが明らかになった。2014 年に同プロファイリング捜査及び情報流出について提訴された国家賠償訴訟の第一審判決において、「当該流出情報が警視庁のものであり、警察当局が在日ムスリム及びイスラム諸国出身者の全員を監視していること」が認定された。  上記のムスリムに対するレイシャルプロファイリングが問題となったにもかかわらず、日本においては依然として法執行官によるレイシャルプロファイリングがなされている様子が伺える。従来から、「何ら『不審事由』がないにもかかわらず警察官から職務質問を受けるという経験をした」という声が外国にルーツを持つ人から多数寄せられている。例えば、近年では、2021 年 1 月に東京駅構内で、「ドレッドヘアーは薬物を持つ人が多い」という理由でミックスの男性への職務質問がなされたという動画が公開され、メディアでも大きく取り上げられた。  政府は、日本国内におけるレイシャルプロファイリングの存在自体を認めていないが、東京弁護士会が 2022 年 1 月から 2 月に行った「外国ルーツを持つ人に対する職務質問（レイシャルプロファイリング）に関するアンケート調査によれば、過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人は 62.9% (N=2094) と、回答者の 6 割以上が過去に職務質問を受けていた。また、過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、2～5 回程度あると回答した人が 50.4%、6～9 回程度あると回答した人は 10.8%、10 回以上あると回答した人は 11.5% (N=1318) と、合計 72.7% の人が複数回にわたり職務質問を受けていた。
6. 質問作成団体：反差別国際運動

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

<p>1. 勧告：パラ 22 在日韓国・朝鮮人の状況 複合差別とヘイトスピーチ 26 女性に対する複合差別と暴力</p>
<p>2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価：実施できていない</p>
<p>3. 勧告実施に関する政府への質問：</p> <p>① 部落女性、アイヌ女性、在日朝鮮人女性の人権状況および複合差別の実態を把握するための具体的措置について、その内容および計画について知りたい。</p> <p>② 「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「アイヌ施策推進法」には、ジェンダーの視点は一切反映されていない。それを補うための対応をどのように考えているか。</p> <p>③ 国および地方自治体の関連する課題の審議会に、マイノリティ女性が参加し、意見を反映させるような仕組み作りを考えているか。</p> <p>④ 法務局の人権相談員に複合差別に関する研修を実施する予定はあるか。</p> <p>⑤ 移住女性は高いリスクで DV 被害を受けている。在留資格が不安定でより脆弱な立場にあるこれら被害女性に対して、国の救済策はどのように機能しているのか説明がほしい。</p>
<p>4. 質問先： ①②③⑤ 内閣府男女共同参画局 ②④⑤ 法務省 ⑤ 警察庁 入管庁</p>
<p>5. 質問のさらなる説明：</p> <p>① 啓発と相談を中心に法務省と文科省は毎年人権白書を出しており、部落、アイヌ、外国人、障害者などの項目はあるが、啓発と相談において政府が行ったことについて報告をしているだけで、これらコミュニティ、さらにはその女性たちが、どのような人権問題に直面してどのような影響を受けたのかという実態を示す報告はない。政府による実態把握は不可欠である。また、法務省の人権侵犯事件分類のカテゴリーには「複合差別」がない。今後あらたに設ける予定はあるか。</p> <p>② 法務省人権擁護局はジェンダーの視点がこれら法律に欠落しているという認識のうえに立ち、人権啓発事業として作成しているポスターや冊子あるいは研修に、今後、ジェンダーや複合差別の問題を反映させていくつもりはあるか。</p> <p>③ 各種審議会は中央および地方レベルで開かれている。当事者に関係する問題を扱う場合、最低でも当事者の声や意見を反映させる仕組みが必要ではないか。</p> <p>④ 第5次男女共同参画基本計画の中で「相談員の専門性の向上も含め、人権相談体制を充実させる」(p87) と書かれているが、法務局・地方法務局の相談員に対して、複合差別をテーマとした研修会を実施する等の具体的措置及びその計画について知りたい。具体的措置が予定されていない場合は、その理由も知りたい。</p> <p>⑤ 移住（外国籍）女性の DV の保護件数は、日本国籍女性を含めた保護件数全体の 8-9% を占め、高リスクで被害を受けている。しかし、留学生として来日したスリランカ女性が同居男性による DV からの保護を訴えて警察に助けを求めたところ、在留資格がないことを理由に入管収容施設に収容され、入管における DV 被害者対応の内規（DV 措置要領）も適用されず、2021 年 3 月に体調悪化により死亡する事件が起きた。</p>
<p>6. 質問作成団体：反差別国際運動、在日本朝鮮人人権協会、移住者と連帯する全国ネットワーク</p>

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

総括所見オリジナル <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406781.pdf>

政府訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406782.pdf>

1. 勧告：パラ 28 「慰安婦」(日本軍性奴隷)
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価： 履行できていない。
3. 勧告実施に関する政府への質問： ① 委員会勧告に基づき、すべての国籍の「慰安婦」被害者について把握しようと努力してきたか否か、努力している場合は、各国・地域の存命の「慰安婦」被害者について名前または人数を把握しているかどうか明らかにされたい。そのうえで、永続的な解決のために、当該国政府と協議の進捗状況について明らかにされたい。 ② 日本政府は日本軍「慰安婦」制度に被害者について、「性奴隷」とすることは不適切だと主張し、さらに 2021 年 4 月には「いわゆる従軍慰安婦ではなく、単に『慰安婦』という用語を用いることが適切」との政府見解を示した。性奴隷あるいは従軍慰安婦という用語が不適切だとする理由について、それぞれ明らかにされたい。
4. 質問先：外務省
5. 質問の主旨・説明： ① 委員会は、すべての国籍の「慰安婦」に対して責任を受け入れ、被害者中心のアプローチを採用した永続的な「解決」を求めているが、日本政府の対応は韓国政府との関係だけに終始している。日本政府が設置した民間基金「女性のためのアジア平和国民基金」の対象にさえなっていない国々もあり、日本軍性奴隷制の被害者の被害回復に向けて、調査と当該国政府との協議は不可欠である。 ② これまでの学術的な研究成果を尊重することなく、日本政府は「性奴隷」や「従軍慰安婦」の用語を不適切とし、教科書の記述を変更させるに至っている。事実を否定あるいは曖昧にするこのような態度は、被害者の真実に対する権利や被害回復に対する権利をさらに侵害するものである。
6. 質問作成団体： アクティブ・ミュージアム「わたしの戦争と平和資料館」(wam)

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

<p>1. 勧告：パラ 30 移住者の状況          パラ 34 (a)(b) 市民でない者の状況</p>
<p>2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価：          外国籍者および外国にルーツのある人たちの住居、教育、医療、雇用の機会へのアクセス確保の施策、およびホテルやレストランなど民間の公共施設でのサービス拒否への対応に関して、政府はさまざま取り組んでいるものの、あまり効果が出ていない。</p>
<p>3. 勧告実施に関する政府への質問：</p> <p>① 法務省による「外国人の人権を尊重しましょう」というポスターやリーフレットの配布、人権啓発ビデオ「外国人と人権～違いを認め、共に生きる～」の YouTube 配信などの一連の取り組みの啓発効果に関してどのように評価をされているのか。</p> <p>② 「外国人のための人権相談所」を全国 50 か所の法務局・地方法務局に設置するとともに、「外国語人権相談ダイヤル」および「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設置して日本語を自由に話せない外国人からの人権相談を実施しているが、問題の解決、および人権侵害を受けた外国人の権利回復につながっているのか、具体的に回答されたい。</p> <p>③ 令和 3 年度 (2021 年度) 版『人権教育・啓発白書』の外国人の項 (p56-61) に、(1) 外国人に対する偏見・差別を解消し、人権意識の育成を目指した啓発活動、(2) ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動、(3) 学校等における国際理解教育及び外国人の子どもの教育の推進、(4) 外国人材の受入れと共生のための取組、(5) 外国人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応があげられている。これらは、勧告パラ 30 の「社会的差別の根本的原因に取り組み、住居、教育、医療及び雇用の機会への差別のない平等なアクセスを確保するための措置」を踏まえたものかといえるのか。</p>
<p>4. 質問先： ①② 法務省人権擁護局          ③ 法務省と文科省</p>
<p>5. 質問の主旨・説明：</p> <p>法務省の委託で実施され、2017 年に結果が報告された「外国人住民調査報告書」は、住居探しにおいて、「外国人であることを理由に入居を断られた」「日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた」「『外国人お断り』と書かれた物件を見たので、あきらめた」、雇用に関して「外国人であることを理由に就職を断られた」など被差別経験者の割合が高いことを浮き彫りにした。また、店やレストランなどへの入店やサービス提供を断られた経験のある人も少なからずいることが判明した。</p> <p>さらに、出入国在留管理庁が実施した令和 2 年度 (2020 年度) の「在留外国人に対する基礎調査」の結果から、日本社会における差別・偏見がまん延していることがうかがえる。住居探しで「国籍等を理由に入居を断られた」、子どもが学校で「外国にルーツがあることでいじめられる」、生活面では「仕事をしているとき」や「仕事を探すとき」に差別的な扱いを受けたなど、被差別体験の回答割合が高いことが明らかになっており、事態は改善されていないようである。</p> <p>一方、相談先の多くは「家族・親族」など身近な人であり、公的機関への相談は多くない。また、公的な相談窓口の認知度が低いという結果が出ている。</p>
<p>6. 質問作成団体：移住者と連帯する全国ネットワーク (移住連)</p>

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

1. 勧告： パラ 3 2 技能実習生
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価：できていない。 技能実習法の施行にもかかわらず、「技能実習法の遵守を確保するための適切な規制」「政府による監視の確保」とも改善はみられない。
3. 勧告実施に関する政府への質問： ① 送出国での民間職業仲介事業所による労働者からの手数料等の徴収禁止に取り組むつもりはあるか。 ② 技能実習生の転職の自由を大幅に緩和するつもりはあるか。 ③ 技能実習生の妊娠・出産の状況に対して、その子どもに安定的な在留資格を付与することも含め、妊娠・出産・育児に対する一貫したサポート体制を保障するつもりはあるか。 ④ 技能実習生に対する職場での暴力をなくすため、どのように有効な対応を実施しているか。
4. 質問先： 法務省、厚生労働省
5. 質問の主旨・説明： ① 日本が批准している ILO 「民間職業仲介事業所条約」 (181 号) を踏まえて、協力覚書 (MOC) の締結を通じて、送出国においても「民間職業仲介事業所は、労働者からいかなる手数料又は経費についてもその全部又は一部を直接又は間接に徴収してはならない」との趣旨を実現するべく積極的な働きかけをおこなわれない。 ② 技能実習制度においては、技能等の習得という制度目的から原則として転職の自由は認められていない。しかし、このことが技能実習生の所属する実習実施者への従属性を強めており、さまざまな人権侵害を生み出す基盤にもなっている。そこで、例えば「労働関係法令または技能実習法の違反がある場合」などとして、問題のある実習実施者からは、比較的低いハードルで実習先の変更ができる運用を確保されたい。 ③ 技能実習生の妊娠・出産に関しては、ここ 3 年ほどの政府による「注意喚起」文書等での働きかけにもかかわらず、妊娠したら帰国せざるを得なくなるので受入れ機関側に妊娠の事実を伝えることはできないと考えている技能実習生は絶えない。その結果、妊娠に伴うさまざまな保護措置等を十分に受けられず、悲劇につながることもある。こうしたことを避けるため、法的権利のほか、関連する保険制度、また保健医療面も含めたサポートと情報提供に努められたい。また、技能実習生が安心して子育てができるよう、その子どもに安定的な在留資格を付与することとされたい。 ④ 技能実習生が暴力の被害に遭うケースは、残念ながら珍しくない。特に建設業や一部の製造業においては、かなり頻繁に出くわすことでもある。しかし、これらが表面化することは少ない。技能実習生の場合、日本語があまりできないことから、日本人側に差別意識が生まれやすい状況もある。暴力の否定を徹底することはもちろん、実地検査等においても暴力の有無をチェックできる体制を整えられたい。また、暴力を受けた場合にどのような対処ができるか、講習や技能実習生手帳を含め技能実習生への啓発・情報提供も実施されたい。
6. 質問作成団体： 移住者と連帯する全国ネットワーク (移住連)

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

1. 勧告：34 再入国許可制度
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価 まったくできていない
3. 勧告実施に関する政府への質問： ① 日本で出生した特別永住者や永住者に対する再入国許可制度の適用除外に向けての具体的措置とその計画について聞かせてほしい。 ② 朝鮮民主主義人民共和国の旅券を「有効な旅券」と認める計画があるか。
4. 質問先： 法務省
5. 質問の主旨・説明： ① 本勧告に先立って、自由権規約委員会は 1998 年に「日本で出生した韓国・朝鮮出身の人々のような永住者に関して、出国前に再入国の許可を得る必要性をその法律から除去することを強く要請」しています (CCPR/C/79/Add.102, para 18)。 これらの勧告の履行のため、日本で出生した特別永住者や永住者に対する再入国許可制度の適用除外に向けての具体的措置及びその計画についてお聞かせください。具体的措置が予定されていない場合は、その理由もお聞かせください。 ② 日本で出生した特別永住者や永住者のうち、朝鮮民主主義人民共和国の旅券を持つ者は「みなし再入国許可」制度 (出入国管理及び難民認定法第 26 条の 2) の「有効な旅券」(同条) を持つ者に当たらないとして、同制度の利用対象から除外されています。一方で、朝鮮民主主義人民共和国と同様に日本と国交のない台湾やパレスチナの旅券は、「有効な旅券」に当たるとされています (出入国管理及び難民認定法施行令第 1 条)。 上記勧告の履行のため、朝鮮民主主義人民共和国の旅券も「有効な旅券」として認め、同旅券を持つ者の同制度利用を認めるための具体的措置及びその計画についてお聞かせください。具体的措置が予定されていない場合は、その理由もお聞かせください。
6. 質問作成団体： 在日本朝鮮人人権協会



## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

1. 勧告：パラ 3 4 (c) (d) 在日コリアンなど外国人の年金制度からの排除
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価 いかなる対応も執っていない。
2. 勧告実施に関する政府への質問：  以下について明らかにしていただきたい。 ① 従来から、国民年金の対象者拡大時（例えば、沖縄の日本復帰時、中国在留邦人の日本帰国時など）には、無年金者が発生しないような「経過（救済）措置」が取られたが、外国籍住民に拡大した時に、同様な措置をとらなかった理由は何なのか。 ② 国連の人権条約機関から、累次にわたって外国人無年金者の状況の是正を求められているが、それを実現するために障害となっているものは何なのか。 ③ 障害者については、かつて国民年金加入が任意であった学生が、未加入のため無年金障害者となる事例が発生。その後、学生も強制加入になるが、その際、学生無年金障害者への救済措置がないことの是非が争われた訴訟で、原告勝訴の判決が出たことなどから、2004年「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」が制定され救済が図られた。その際、「国籍条項」のため加入できなく無年金障害者となった外国籍住民も、当然、同法の対象とすべきなのに、なぜ除かれたのか。 ④ 同法附則には、「無年金外国人への措置を検討する」とあるが、それから 20 年近くになる。何をどのように検討しているのか。
4. 質問先： 厚生労働省 年金局 国際年金課
5. 質問の主旨・説明： * 上記 3 参照
6. 質問作成団体： 外国人的人権法連絡会

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

1. 勧告：パラ 36 難民・庇護希望者
2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価： できていない
3. 勧告実施に関する政府への質問： ① 適正手続の確保について ② 収容期間の上限について ③ 全件収容主義の廃止・収容代替措置について ④ 庇護希望者の就労権について
4. 質問先： 出入国在留管理庁
4. 質問の主旨・説明：  ① 「すべての庇護の地位の申請が十分に考慮されるよう、締約国が確保すること」と勧告されている。しかしながら、難民審査請求手続において、2018年以降、審査請求人が口頭意見陳述を希望した場合でも口頭意見陳述が開催されない事案が増加している。勧告時点より状況が悪化していると考えられるが、勧告の履行はどうなっているのか？ ② 「入管収容について最長期限を設けること」と勧告されている。しかしながら、入管収容の上限は設けられておらず、更に、2018年2月28日付けの入管庁指示以降の運用により、入管収容の期間が更に長期化している。勧告時点より状況が悪化していると考えられるが、勧告の履行はどうなっているのか？ ③ 「庇護申請者の収容が最後の手段として可能な限り最短の期間で用いられるべきであり、収容の代替措置を優先する努力がなされるべき」と勧告されている。しかしながら、2018年2月28日付けの入管庁指示以降、仮放免許可は収容に耐えられない健康状態以外では原則許可されず、難民申請中であるか否かも考慮されない運用がされている。勧告時点より状況が悪化していると考えられるが、勧告の履行はどうなっているのか？ ④ 「庇護申請者に対し、その申請を提出してから6か月を経過した後には、就労を許可する」と勧告されている。しかしながら、非正規在留の難民申請者は、審査期間に関わらず、難民申請手続中に就労が許可されないままである。加えて、再度の難民認定手続の運用見直しで、難民申請時に正規在留であっても、案件振分けでA案件に分類されたごく少数の申請者を除き、D案件に分類される圧倒的多数の申請者は就労が可能になるまで最短で8か月かかるようになった。さらに、技能実習や留学などの指定の活動をしなくなってから難民申請をした場合には、就労制限が課される運用がされ、また、複数回目の難民申請の場合には、ほぼ一律に在留制限が課される運用がされている。勧告時点より状況が悪化していると考えられるが、勧告の履行はどうなっているのか？
6. 質問作成団体 移住者と連帯する全国ネットワーク (移住連)

## 2018年 CERD 勧告 (CERD/C/JPO/CO/10-11) に関する NGO から政府への質問

<p>1. 勧告：パラ 38 人身取引</p>
<p>2. 政府の勧告実施に関する NGO の概括的な評価： *一部できている</p>
<p>3. 勧告実施に関する政府への質問：</p> <p>①人身取引の加害者の徹底的な捜査、起訴、処罰の確保のために、特別法を制定することを検討しているか。もし検討していないのなら、その理由を述べていただきたい。</p> <p>人身取引対策全般を視野に、被害防止、被害者の保護支援、加害者の処罰、各関係機関の連携、責任部局の設置等を定めた特別法を制定することを検討しているか。検討していればその内容、検討していないのならその理由を述べていただきたい。</p> <p>②女性及び女兒の性的搾取を目的とする人身取引が続いている。その防止のためこれまでに行われてきた対策とその効果、なお残されている課題と必要な対策を、明らかにされたい。また、今後、具体的にさらにどのような対策を行っていく予定か。</p> <p>③在留資格「技能実習」以外の在留資格で本邦に在留し就労している外国籍労働者について、人身取引防止のために、現在、具体的にどのような対策を行っているのか。その成果も明らかにしていただきたい。</p> <p>今後、さらに対策を拡充する予定があるか。予定がある場合はその内容を、ない場合はその理由を述べていただきたい。</p> <p>④「人身取引対策行動計画」は 2014 年以降改訂されていない。今後、改訂の予定はあるか。予定がある場合はその時期を、無い場合はその理由を述べていただきたい。</p>
<p>4. 質問先：</p> <p>①法務省、警察庁、内閣官房</p> <p>②警察庁、厚生労働省、内閣官房</p> <p>③出入国在留管理庁、厚生労働省、法務省、警察庁、内閣官房、</p> <p>④内閣官房</p>
<p>5. 質問の主旨・説明</p> <p>①委員会は「人身取引を犯罪化する特別法の制定」を求めているが、これは「加害者の徹底的な捜査、起訴、処罰の確保」が目的である。ところが、政府によれば、加害者の検挙件数、起訴件数はここ数年 30～40 件程度で（昨年は 61 件）、執行猶予付き判決が多く、実刑の場合も懲役数年までであること等、実際の処罰内容が被害の深刻さに対応しているとも言いがたい。深刻な犯罪である人身取引行為の抑止（防止）効果は不十分であり、「加害者の徹底的な捜査、起訴、処罰の確保」の観点から現行法を見直し、必要に応じた法改正を検討する必要があるのではないか。</p> <p>また、現在、人身取引対策全般を定めた特別法はなく、十分な予算も確保されていない。人身取引根絶のためには専任の担当部局が官民挙げての包括的人身取引対策を強力に推進していくべきである。予算不足のため予防啓発や被害者保護への ICT 導入が遅れ、男性や性的少数者の被害者保護施設がなく民間支援団体が手弁当で保護している、人身取引被害者と認知されても経済的損失の補償は受けられない等の現状は、直ちに改善されなければならない。そこで、人身取引対策全般を視野に、被害防止、被害者の保護支援、加害者の処罰、各関係機関の連携、責任部局の設置、必要な予算措置等を定めた特別法を制定することを検討すべできある。</p> <p>②女性及び女兒の性的搾取を目的とする人身取引が続いている。売春の強要、わいせつ行為の受忍強</p>

要、AV出演やポルノ出演の強要と拡散等々、被害は日々続いている。

委員会は「特にマイノリティーの女性及び女兒の人身取引の防止における人身取引対策行動計画の影響\*に関する情報」を要請し、「被害者の国籍ごとの、人身取引の加害者に対する捜査、起訴、有罪判決件数に関するデータの提供」を求めている。

政府の年次報告には、後者についての一応の記載はあるが、前者（行動計画の影響\*）については記載がない。そこで、これまでの行動計画に基づいて、どのような対策が具体的におこなわれてきたのか、その効果はどうであったのか、なお残されている課題と必要な対策、を伺いたい。そのうえで、今後、具体的にさらにどのような対策を行っていく予定か。

③2021年2月、厚生労働省労働基準局は「技能実習生に対する人身取引が疑われる事案への対応について」を発出し、技能実習生に対する人身取引事案が存在することを公式に認め、その被害防止を図ることを明らかにした。これは前進である。

しかし、これはあくまでも在留資格「技能実習」で在留している者が対象であり、在留資格「特定技能」に切り替わった元技能実習生、「技術・人文知識・国際業務」「留学」その他の在留資格で在留・就労する外国籍労働者を対象とするものではない。本国での前借金や劣悪な労働条件等により人身取引に遭う危険性は、在留資格の如何に関わらず常に存在するが、その多くは、依然として、労働基準監督行政による人身取引対応の対象となっていない。

これまでに労働搾取の人身取引が認知された例は、暴力団等による何らかの暴力犯罪が伴っている場合が多く、必ずしも暴力を伴わずに欺罔や借金返済を口実にした搾取的労働の強要をもって人身取引として認知された例はほとんどない。労働基準関係法令違反による送検が例年数百件報告されているものの、それらの中に人身取引事犯が含まれているかどうかの検討がなされているかどうか不明である。

そこで、在留資格「技能実習」以外の在留資格で就労している外国籍労働者についての人身取引対策の内容と成果を伺いたい。

④人身取引対策の着実な前進のためには、勧告が求める「マイノリティーの女性および女兒」に限らず、あらゆる分野における「人身取引の防止における人身取引対策行動計画の影響\*に関する情報」の収集と提供が必要である。しかし「人身取引対策行動計画」は2014年を最後に以降改訂がなく、この間の政策や社会情勢の変化を反映し更新する必要がある。

特に2014年以降、外国人建設就労者受入事業開始（2015）、技能実習法策定（2016）、外国人家事支援人材受入事業開始（2016）、人身取引議定書締結（2017）、特定技能制度創設（2018）など、様々な政策の変化があった。また社会情勢としてAV出演強要問題の顕在化、SNSによる児童／リベンジポルノ問題の悪質化、またコロナ禍による様々な問題（女性の貧困、DV、技能実習生等の妊娠・中絶、外国人労働者の失職、ギグワーカー増加など）の悪化・顕在化がある。成人年齢引下げに伴う18・19歳の搾取拡大など新たな問題も指摘されている。コロナ禍の中で外国籍女性の新規入国数は減少した可能性があるが、日本人夫からDVを受け在留期間の更新ができない元人身取引被害者等、これまで以上に脆弱な立場に追いやられた層の存在は容易に想像できる。

これらの変化を踏まえ、現状に即した「人身取引行動計画」が策定されるべきである。

\*「影響」原語は impact。「効果」と訳す方が適切と思われる。

6. 質問作成団体： 人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）